

生活協同組合全日本消防人共済会事業規約実施規則

(目 的)

第1条 生活協同組合全日本消防人共済会定款(以下「定款」という。)第 92 条及び生活協同組合全日本消防人共済会共済事業規約(以下「規約」という。)第 52 条にもとづきこの規則を定める。

(短期の共済期間)

第2条 規約第8条ただし書の規定により、1年未満の短期の共済期間とすることができる特別の理由がある場合とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 共済契約の申込者がその所属する消防団等が既に共済契約中で、中途から共済契約を希望する者がある場合に、他の共済契約者と契約の終期を合わせる必要があるとき。
- (2) 共済契約期間の中途において、共済契約者が共済契約の口数を増加する契約をしようとする場合で、既に加入している共済契約と契約の終期を合わせる必要があるとき。

(共済掛金額)

第3条 前条の規定により、共済掛金を払込む場合の1口当たりの共済掛金額は、次の区分別による。

契約期間	1 口の掛金
1～2ヵ月	20 円
3～4ヵ月	36 円
5～6ヵ月	52 円
7～8ヵ月	68 円
9～10ヵ月	84 円
11～12ヵ月	100 円

(共済金額の評価及び共済契約の限度額)

第4条 規約第 29 条第 5 項に定める算定方法は次のとおりとする。

- (1) 建物の区分による標準建築費は次のとおりとする。

標準建築費 (3.3 ㎡)	
非耐火	540,000円
耐火	730,000円

(2) 建物の限度額

(非耐火構造)

54 万円×建物の延面積(坪)=契約限度額

(耐火構造)

73 万円×建物の延面積(坪)=契約限度額

(3) 動産の限度額

契約限度額は次表のとおりとする

物件を所有する 世帯主の年齢	世帯人数 2 人の場合	家族 1 人当りの加算額	単身世帯
29 歳まで	450 万円	左記の 2 人を除く 1人につき 75 万円	375 万円
30 歳～39 歳	525 万円		
40 歳～44 歳	600 万円		
45 歳以上	750 万円		

(落雷による動産のみの損害対象品)

第5条 規約第 30 条第 1 項第3号に掲げる「落雷による異常電流の作用によって共済の目的に生じた損害の対象」は次のとおりとする。ただし、個々にその購入価格が2万円以上のものに限る。

損害対象品
テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・電子レンジ・パーソナルコンピュータ・電話・FAX・IH電磁調理器具・ボイラー・温水便座・食器洗浄機等の生活必需品(周辺機器含)

(共済金の支払請求手続)

第6条 規約第 31 条第 2 項第 3 号に掲げる「その他この組合の要求する書類」とは、次の各号に定める書類をいう。

(1) 共済目的物の被害写真(カラー写真)

(2) 罹災した建物の平面図及び動産の配置図

(3) その他共済事故関係の新聞記事等事故確認の参考となる書類

(新規申込み手続)

第7条 新たに共済契約の申込みをしようとする者は、様式第 1 号B又は様式第1号Cの申込書に出資金及び共済契約掛金に相当する金額を添え、都道府県支部を通じこの組合に提出するものとする。

2 この組合又は都道府県支部が、前項の様式第 1 号C申込書及び出資金並びに共済契約掛金に相当する金額を受取ったときは、様式第 1 号C(加入者交付用)の仮領収書を交付するものとする。

3 この組合は、第1項の共済契約の申込みを承諾したときは、様式第 16 号及び 17 号又は様式第 18 号の共済引受証書を交付するものとする。

(継続契約の申込み手続)

第8条 共済契約期間の満了した共済契約を継続しようとする者の申込み手続きは、前条によるものとする。

(共済金の支払請求)

第9条 共済契約者が、規約第 28 条第 1 号から第 8 号にかかる共済金の支払いを請求しようとするときは、次の書類を添え速やかに都道府県支部を通じこの組合に請求するものとする。

- (1) 共済金支払請求書 (様式第 5 号)
- (2) 共済金等振込依頼書 (様式第5号の1)
- (3) 罹災物件調査書 (様式第6号)
- (4) 罹災証明書(火災等) (様式第7号の1)
- 罹災証明書(風水雪害等) (様式第7号の2)
- (5) 現場状況写真「貼付用紙」(様式第8号)

(届出及び通知)

第10条 組合員が定款第9条により組合員の資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したとき、定款第 10 条により脱退しようとするとき、又は規約第 16 条第 1 項及び第 26 条第 1 項各号に該当する事実が発生したときは、所定の様式により都道府県支部を通じこの組合に提出するものとする。

(審査委員会)

第11条 規約第 45 条第4項の規定による審査委員会(以下「委員会」という。)は、委員 7 人以上をもって組織する。

(委員会の構成)

第12条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、会長が委嘱する。

- (1) 役員 3 人以内
- (2) 学識経験のある者 2 人以内
- (3) 組合員 2 人以内

2 委員が欠けたときは、すみやかに後任の委員を委嘱するものとする。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(委員長)

第14条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

(委員会の議事)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員として委員会の議決の数に加わる権利を有しない。

(審査の結果報告)

第16条 委員長は、審査が終わったときは、直ちにその結果を会長に報告しなければならない。

(雑 則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、昭和 57 年 11 月 15 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 22 年 2 月 10 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 22 年 8 月 2 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 2 月 27 日より施行する。

(資料) 構造別 (内訳) 標準建築費

	構 造 の 基 準	標準建築費 (3.3 m ²)
非 耐 火 構 造	1.木造建物で外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物 (a)モルタル塗又はしっくい塗 (b)石張 (人造石張を含む) 又はタイル張 (c)土壁、板壁 2.鉄骨造建物で下記の耐火構造に該当しない建物 3.上記のほか、下記の耐火構造に該当しない建物	円 540,000
耐 火 構 造	1.建物の主要構造部のうち、柱、はり、床、屋根及び小屋組がコンクリート造で、外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造 (b)コンクリートブロック造 (c)れんが造 (d)石造 2.建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組立てられ、屋根、小屋組(最上階のはりを含む)及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの 3.外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造 (b)コンクリートブロック造 (c)れんが造 (d)石造 (e)土蔵造 4.鉄骨造建物で外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物 (a)不燃材料で造られたもの (b)不燃材料で被覆されたもの	円 730,000